

## 第2回 障害者の安心施策検討会 会議録

日時:平成26年8月19日(火) 19:00~20:50

場所:宇部市役所 2階 第1会議室

欠席者:山田節子委員、牧憲一郎委員、野村和志委員

出席者:別紙委員名簿から欠席委員を除く10委員

市 障害福祉課 松谷課長、谷課長補佐、清水係長

西條係長

特別支援教育推進室 古富室長

健康推進課 江本係長

### 1 事務局あいさつ

障害福祉課 松谷課長 あいさつ

### 2 検討の経過説明

(事務局) 今までの検討内容、前回の「障害者の安心施策検討会」及び障害者関係団体とのヒアリングについて説明

### 3 障害者関係団体とのヒアリングについて

(事務局) 別紙資料「安心施策に係る具体的な方策(案)について1~5」に基づき説明

### 4 安心施策(案)の検討について

(事務局) 別紙資料「安心施策の4事業」について(案)」に基づき説明

事業費のこともあるが、今回事務局が作成した(案)をたたき台として、まず事業内容の検討をお願いしたい。また、別の事業案があれば、合わせてご意見をいただきたいと考えている。

※以下、「障害者24時間安心サポート事業」を「1の事業」、「個に応じた学習・生活支援事業」を「2の事業」、「こども発達相談機能充実事業」を「3の事業」、「児童生徒及び教員の障害者理解促進事業」を「4の事業」という。

#### ■質疑応答等

●前回の検討会で言った意見が何も反映されていない。例えば、「2の事業」は福祉の施策ではなくて教育の施策ではないのか。障害者差別解消法が施行される中で、本来は学校側の問題でありここで安心施策として取り上げる必要があるのか。

それから、「3の事業」で、現在引きこもっている大人の発達障害の方がたくさんいて、子どもだけではなく大人も施策の対象に含めて欲しいと言ったが、これについても全く反映されていない。長期の引きこもり者の中には、発達障害といわれる方がたくさんいる。10年近く引きこもっている方もいる。そういった方を施策に含めるべきだと思うし、発達障害は精神障害の位置付けだと思うので、そういった意味で、障害と断定されているわけではないが、障害の可能性が高い人たちを施策の中に取り入れて欲しい。

●「3の事業」は大人も対象にしてはどうか。

(事務局) 安心施策の方向性としては、緊急時の安心と、児童や生徒に対する将来の安心ということだったと思うが、大人の方も含めてというご意見であれば、再度検討したい。

●「3の事業」の「こども」という言葉が引かかる。20～30年前に子どもで、発達障害という診断を受けていないまま大人になっている人がたくさんいる。「発達障害」と言われ出したのがここ10年くらいである。例えば、そういった方の父母が亡くなった後、兄弟が面倒をみてくれない人々に対してどういったサポートをするのか、ということも大切ではないか。そういう意味で、「こども」を外した方がいいと思う。

●引きこもりの方の支援を行う中で、支援の中核は県の精神保健福祉センターだと思うが、引きこもりの方に対してのアウトリーチ、訪問支援に対する国の事業があり、県がその事業を引き受けている。2年間で12回までの回数制限があり、いわゆる統合失調症ではない引きこもりの方と限定はされているが、県内で2か所委託を受けている。受託事業所が訪問支援を行っていて、事業費は年間50万円くらいである。そういった取組を、発達障害あるいは長期の引きこもりの方への支援の中に入れてもいいのではないかと。1回の訪問が4,000円、そのうちの2,000円を市が負担するという事業であり、そこまで莫大な金額ではないし、今困っているがどこにも相談ができていない。かといって、10年も20年も引きこもっていて、受診もしていないので病名も付いていない。障害名や精神疾患名が付いていれば色々な制度を受けることも可能だが、引きこもっていて何の診断もついていないので制度につながっていない。実際にかかわっていると、おそらくどこかにつながると思うが、そういった形での施策がいいのではないかと。

●「3の事業」の「ことばの療育支援」とは、どういった支援を想定しているのか。3歳児や4歳児の方が、これからことばを覚えていくのをお手伝いする、という意味かと思ったが、「幼児」というところがどうなのか。「こども」の表現を変えれば、もっと幅広い事業になると思う。

●「1の事業」について、必要な事業だとは思いますが、第4期障害福祉計画の見直しの中で似たようなものが出ていて、その根拠が杉並区の事業だったと思う。国が7月に第4期障害福祉計画の見直しの指針を出していて、その中にこの事業と似たようなものが出ている。市に1か所整備する。予算がどのようになるかはその中に出ていないが、内容を精査して、もっとそれよりもいいものにしていこうとするのであれば、面白いと思う。

「2の事業」は先ほど言われたとおり、これは教育問題ではないのか。福祉予算をここに使うべきなのか、という話が前回出ていたと思うので、もう一度教育委員会にお返しするべきではないのか。これを福祉でやるのはちょっと疑問だと思う。

それから、今回の「安心の方向」の中で、「1の事業」が緊急時の安心、これは必要だと思うが、「2の事業」から「4の事業」までが将来の安心であり、児童・生徒の教育の充実ということで、子どもに限定している。さっきから言われているように、子どもだけではなく、子どもも含め、障害がある人たちという視点を持つ必要があるのではないかと。

それと、「4の事業」は前回と全く違う内容になっている。全体的に思うのは、やはり障害のある人たちのことを知っていただくために、今までは地域の人に知らせていく、この「4の事業」のようなパターンが多かったと思う。知らせていくことも必要だと思うが、地域の中に入っていきことができる環境を作るという視点に変える必要があるのではないかと。こういう方たちが障害なのですよ、と知っていただくのは今までずっと繰り返してき

た形だが、障害をお持ちの方が地域の中に入っておられて、たまたまそこでこういう障害をお持ちなのだ、という形に変えていく視点が必要な時代になってきているのではないかな。

その中で、障害のある人たちが、働いている環境が自然に作られていいのではないかな。そのためには、今一つの方法として、障害者優先調達法に伴って、官公需の問題もあるが、一般の地域の皆様から仕事をいただいて、それを調整してこれを振り分けていく、というような事業があるから、そのあたりを充実させて、障害のある方たちが、地域の中で自然に働いている姿を自然に見ていただく。わざわざ障害がある人が働いている形を作る必要はなく、障害がある人がそこにいたんだ、という視点に変えていく。そういう調整する機能があってもいいのではないかなと思う。

●身体障害や知的障害はまだ何となく伝わるが、精神障害をどうやって子どもに伝えたらいいのかな。「4の事業」をどのように持っていったら、将来子どもたちが大人になったときに、精神障害が病気で何も特別な人じゃない、ということが分かってもらえるだろうか。

●それは、違いは違いとして認識してもらって、自然な形が一番ではないのかな。校区のコミュニティ運動会で、障害のある方の参加は構わないので、どのような競技を作ろうかという話になった。例えば、パン食い競争をしたら、障害のある人たちは何らかの障害があるから当然走るのが遅い。走るのが遅いので、前から走るべきではないかという話もあったが、障害をありのままに理解してもらおうのであれば、スタートは一緒にいいのではないかな。遅いのが当たり前という環境を作り、理解をしてもらうのが本来の形ではないかな。

逆に、車イスのリレーを取り入れたらどうかという話になった。日頃車イスに乗っている人たちは、当然競争をしたら速い。多くの方は初めて乗るので、車イスの乗り方すら知らない。でも、その車イスの競技の中で、車イスの操作が大変だというのがそこで理解していただける。これってすごく自然な絡み合いではないのかな。わざわざこれが障害ということをする、逆に壁ができるのではないかなと思う。運動会では、カードを合わせて一緒にゴールするとか、そういった競技にも参加させてもらって、施設の利用者と一般の人がボールを挟んで一緒にゴールするとか、それが自然に行われていた。あえて障害のことを言う必要があるのかな。

●「4の事業」で、人権教育を各学校で行っていると思うが、それとどのように絡んでいくのかがよく分からない。職場に電動車イスに乗った職員がいるが、小学校によく出向いて行って、人権教育の中で講演をしている。その時に、小学生が思ったことを聞いてくるが、「何を食べるのか。」から始まって色々なことを言われるらしいが、それに対して直に答えている。その場でやはり自分たちと変わらないんだ、ということをもっと学んでいただく。DVDを購入して障害者の理解を促進するための教材、とあるが、障害を持っている方がたくさんいらっしゃるって、実際に地域で生活されていて、その方たちが学校に出向いて行って生徒と一緒に人権教育を行っている。

校区の小学生が1年に1回必ず教育で施設に訪問に来られる。ピアカウンセラーが講師になって、子どもと一緒に色々なことをする。例えば、アイマスクをして盲人用の杖を持って点字ブロックの上を歩く。そういったことを実際に体験してもらっているが、他の学校はどうなのか。それと重複することをもっとしなさい、と言っているのかと理解していたが、それはそれで教育現場、学校でやられていることなので、そのあたりがどうなのか。

●人権教育の中で、視覚障害者の立場として学校の授業に参加している。実際に自分に対

して、パソコンも含めて日常的なこととか、風呂はどうやって入るのか、とか聞かれる。みんなと変わらないよ、と答えている。あと、スポーツはどんなことをするのか、と聞かれるが、障害を補ってできるものが多い。スポーツという形でこういうものがあると説明している。例えば、STT（サウンド・テーブル・テニス）とか、卓球台を用意してもらい、アイマスクをして実際に体験をしてもらっている。

「目が見えないってどんなこと」という形での講演を行っている。例えば、お互いが目を閉じてちょっと離れて握手をしてもらう。色々な形でのそういった体験を踏まえながら行っている。そういう「障害」をテーマとした講演や学校など、色々なところで話ができると思うが、安心施策として、福祉の手当に該当するものなのかが気になっている。教育的なところを敢えてここで取り上げるのもどうなのかとは思っている。

●文章を読んだりDVDを視聴するより、実際に障害者スポーツの指導者に来ていただいて指導をしていただくとか、障害をお持ちの方が学校を訪れて、実際にその方とふれあうことが大事だと思う。

（事務局）学校によってそのあたりの温度差というか、すごくやっているところもあれば、そうでもないという話を聞いたので、まず基本的な部分でDVDの教材をあげている。

●例えば、小学校の4年生なら4年生、5年生なら5年生で必ず実施するというふうに決めていただければ、必ず生徒はそこを通るので、あとツールはDVDではなくて実際の講演だったり障害をお持ちの方の競技やスポーツだったり、その時間を体験型という形で必ず設けることが大事だと思う。

●先ほど温度差と話があったが、DVDがあってもやらないところはやらない。学校の中で何を教えるのか、という柱があるので、そこをどうするかという話をしない限り、こちらから与えても意味がない。

●学校による差もあれば、担任の先生によっても差がある。特に、小学校は担任の先生によってすごく違う。絶対やらないといけないと決めていただいて、その用具や講師料をここから出す。

●それって教育委員会の問題ではないのか。教育委員会に対しての提案なら分かるが、この予算をどうするのか、となると話が違うのではないか。

●小学生の生活の教科書を見ると、障害だけではなく、部落問題とか人種問題とか国籍問題等、教えなければならないことが山のようにあるので、障害だけに目がいって教科書開いたら、人権の問題だけでたくさん教えないといけないことがいっぱいある。

●それを受けて、人権施策推進審議会というものが宇部市で作られている。そういった形での人権、これはもちろん教育委員会の仕事ではあるが、人権は人権の方で条例を作っている。

●教育委員会ということになると、多分国籍問題とか、部落問題とか、色々なことに対応しないといけないので、予算の話は別として、こういった提案もできるというところではないか。

●議論がどうしてもさっきから学校の問題とか、子どもに戻っている。障害を持っている大人も子どもも含めてという視点が必要ではないか。

●「1の事業」の国の施策とは何か。

（事務局）第4期障害福祉計画の中で、「地域生活支援拠点等の整備」というのがある。こ

れは、24時間サポートができるような拠点を設け、しかも居住もできるし、相談機能もある。そういったところを市または圏域で1か所設けることができないだろうか、というものである。ただ、詳細については、色々と国の方で検討されている状況で、市に詳細な情報が今のところ届いていない。

●宇部市は宇部市で独自にこれを進めていくというのはどうか。

(事務局) 圏域で進めるのは難しいと考えている。

●圏域では無理だと思う。市のレベルが違うし、取り組みも宇部が先行している可能性がある。他市との調整がきかない。それと、もし圏域でやるとしたら、物理(距離)的なこともあるので宇部市だけの方が効率的だと思う。

●「1の事業」について、たとえ先行していたとしても、宇部市としてこの事業を具体的に進めていく方向でどうか。

●先行事例で進めていいと思う。今度、国や県がこの事業をといた時に、事業ができる体制を作っておけば、宇部だけでできます、と言いやすいのではないか。

●知的障害でも興奮の強い方と、精神障害の方をどこの事業所でも対応できるのか、という議論が去年あった。その部分を事務局はどのように考えているのか。

(事務局) 可能であれば、3障害を1事業所で受ける形での対応が一番現実的だと考えている。

●コーディネート事業はコーディネートもする訳で、事業所がこの事業をやる。受ける事業所が、そういった障害の重い人たちに、受け入れるかどうかではなくて、それを市内の事業所でこういうケースはここで受け入れてもらうような体制を作って、そういう調整をしていく機能がある。だから、話を伺っても、自分のところで受けられるかどうかという仕組みづくりをしないといけない。そういったコーディネート役も、その中に入っている。

●コーディネート役は障害福祉課か。

●この事業を受けた事業所になる。

●障害者の65歳問題が色々な形で問題になっている。障がい者制度改革推進会議の中でも、障害者が65歳になっても、そのまま障害福祉のサービスを受けることができる、という形での提言がされていたと思う。今回「1の事業」で65歳という制限があるが、やはり安心施策というところを考えるとどうなのかな、というところもあるし、障害の方が65歳になっても、実際には何も変わらない。形だけで65歳という区切りになっている。もう少し、安心できる施策にできないものかというところがある。

●法律的に65歳という言葉は外せないのか。

(事務局) 障害福祉と介護保険の両方のサービスを受けることができる場合、基本的に介護保険が優先となる。障害者総合支援法第7条にそういった規定がある。ただ、全員の方を一律に介護保険のサービスに移すのではなく、障害特性に応じたサービスが必要な方については、引き続き障害福祉でのサービスを受けるケースもある。短期入所というサービスに関してはどうか、という話になる。

●だからこそ、宇部市の範疇の中でできないものか。

●杉並区のケースだが、5歳以上となっているが、法的な問題があるのか。

(事務局) ない。

●24時間安心サポートということになると、例えば月曜日から金曜日までの平日なら市役

所に相談して、そのような状況が起こっても対応はなんとかかなと思うが、休日に起こった場合が一番心配である。65歳未満と規定してしまうと、介護保険にかかわっていない障害の方たちはどうしたらいいのか。65歳だから介護保険の施設を探す、ということになっていくのか。その時点で、障害のサービスしかかかわっていない方が、65歳になったらどこに行けばいいのか、ということになっていくと思うし、それをコーディネートしろと言われても、相談支援の立場からするとなかなかそれは難しい。

先ほどどこがコーディネートするか、という話で、前回もちょっと踏み込んだが、現実的にはそれが本当に困る。どこに相談したらいいのか。市にお願いしてどちらかを紹介してもらおうとか、自分が知っている限りのところに電話をかけて受け入れてもらえるか、というような方法をとるしかないのだが、それができない休日では、コーディネートしろと言われても、なかなかそれはできない。

65歳という数字が本当にそれでいいのかという点と、先ほどのコーディネートの部分が、もうちょっと検討していただかないといけないと思うのと、障害によっては、やはり受け入れることができない障害も出てくるので、やはりその障害によって、受け入れのできる窓口がきちんとある、というような体制にしないと、うまくいかないのではないかと。

●土日は市役所は連絡がとれるのか。

(事務局) 土日は守衛に一応つながるようにはなっている。そこから、必要に応じて各課に緊急連絡網という形になる。

●もしこれが実現して本格稼働になったら、各月の予定表みたいなものができると思う。それを市民周知はちょっと難しいところがあるから、在籍している事業所に今日はどこに行ったらいいですよ、というような形での周知を想定している。

●在籍している方であればそういった格好になっていくと思うが、ヒアリングの中でワンストップと言われたが、例えば、今まで短期入所の申請もなくて、全く関わりのない方が困って事業所を探す。24時間安心サポートだから、そういう方が事業所を探すことになるときが問題なので、やはり市民に周知するような方法が必要になってくると思う。関わっている方であれば、なんとかする。色々出てくる中では、その辺のところの不安が訴えられているのではないのかと思う。

●このところにコーディネーターの設置、例えば、今日の昼だったら大丈夫だけど、この時間帯だったら別の事業所がコーディネーターですよ、みたいな形で設置する。予算が発生しても致し方ない。

●それがダメなら、広報うべに今月の休日はどこが担当みたいな周知が図れば、それを見て判断ができる。

●「1の事業」について、問題を整理しないと、事業そのものが崩壊してしまう。できないからやめようという話になると思うので、事業というか、サービスそのものの内容として、緊急の場合の短期入所と、どうしても施設利用が難しい方への緊急ヘルパーという形で行うとして、これで量的に足りるのか、ということが1点目。それから、それを実施する体制としてどうするのか、というところが2点目。この2点が議論の中で錯綜している。一緒に提案されているので、難しいからやめてしまおうみたいな話になりかねない。去年からずっとこの事業は必要だってことを議論してきたので、具体的にどのように事業を実施しようとしているのか、また、その体制をどのようにするのかを整理していただきたい。

それは、「3の事業」でも同じことだと思う。「こども」を外して大人も、となったときに、本当にこの臨床心理士の相談だけでいいのか、という話が出てくると思う。それぞれの事業の中で、核になるものがいったい何なのかというところをもう少しきちんと整理して、誰が何をするのか。この辺りがもう少し明確になると、実施方法や許容範囲が見えてくると思う。

それと、「2の事業」と「4の事業」に関して、教育問題として重なっている部分があるという意見があった。以前、本来は教育の予算ではないかと言ったが、福祉の話し合いの流れの中で、障害のある方への理解というのは、なかなか容易ではない。みんながいい人ばかりで、お互いに理解し合ひましょう、みたいな形で広がっていけば一番いいが、必ずしも自然にという形にならないこともたくさんあると思う。

本当のことを言うと、こういった理解を広げていくのは本来行政の仕事と思っていない部分もあるが、やっぱりそこを市が方向性として、率先して示されるのは必要だと少し思っている。だから、そういう意味では若い方ばかりではなくて、そこに「教員」とあると思うが、全て大事なことで、「官公庁」や「お巡りさん」と言った意見も意見交換会では出していた。

とりあえず、どのようなカリキュラムというか授業過程の中で、何の教科でどのような形であるのが一番相応しいのか。やはり、そのときの教員の考え方ということになる。では、どうすれば効果的に分かってもらえるのか、ということをもっと先生方に分かってもらわないと無理なので、福祉教育をするための教員養成というところを思っている。だから、その次のステップとして、先生たちが子どもたちにどう教えていくのか。実際に地域の中に出かけて行って教えるというか、コミュニティースクールみたいなところで教えるのかもしれないし、実際にお話に来てもらうやり方があるのかもしれない。それは各学校での授業展開の中で行って、それを誰がどうやったのかをきちんと見て報告してもらう必要があるのではないかと思う。

「2の事業」について、学習支援の先生がきちんと見てくれる、1週間きちんと学校にいてくれるというのが発達障害の子どもにとって一番して欲しいことだと思う。ただ、この事業をここでやるのか。多分これがなくなると、予算的に支援員の数は年々減らされていて、一番困るのは子どもたちである。実際に障害がある子どもたちが一番困るところで、予算的にはここに相応しいとは思わないけど、外せない事業だと思っている。

●「4の事業」について、インフォーマルサービスという名の下のいわゆるボランティア、ボランティア精神を持った青少年の育成という面では、将来の安心だと思う。

●「1の事業」に関しては、年齢の撤廃を全般的に考えていただきたい。それから、コーディネーターの設置に関して具体的な見解を示していただきたい。合わせて、短期入所ができる施設へのアンケート、この事業をする意思があるのかないのか、これが大事だと思う。例えば、もし3障害全部として1施設しか手をあげなかったら3障害も何もないわけで、短期入所ができる施設へのアンケートを改めてお願いしたい。

「2の事業」に関しては、今現在の発達障害や知的障害の子どもたちの支援をどうするか。

「3の事業」に関しては、発達障害というところに特化するのであれば、「こども」から大人まで発達障害全般に寄与して欲しい。

「4の事業」に関しては、これからの本当のボランティア精神を宇部市としてなんとか植えつけてもらいたい。教科書を見るのではなくて、ふれあいを中心にしていただきたい。

●「2の事業」に関して、障害者差別解消法では、国公立の学校は努力義務ではなくて絶対義務であり、支援しなければならないということに変わるので、不要ではないか。私立だと努力義務なので、支援体制は学校側が決めるということになっていたと思うので、そういった意味では、本来国公立の学校はやらなければいけないということになると、この事業が必要なのかどうか。

●「1の事業」に関して、知的障害の興奮系と精神障害は一緒の分類でも構わないと思っている。あとは身体障害と合わせて2分類かと思っている。対応できる施設やできない施設、できれば1施設と言わず2施設か3施設ご検討いただきたい。

「2の事業」について、安心施策に入れるか入れないか。

(事務局) 教育委員会と色々話はしているが、障害者の安心施策立案検討会の中でも、教育予算が減ってきているという話があったと思う。お金がいくらでもあれば、教育委員会の方でも予算を付けるという話もあるかと思うが、そういった委員からの話があれば、障害者差別解消法との関連もあるので、もう一回教育委員会と協議をしたい。

## 5 その他

- ・次回の検討会では、もう少し具体的な安心施策4事業の表を作っていたいただきたい